江田島市誘客促進イベント実施支援補助金交付要綱

平成30年9月26日

(趣旨)

第1条 交流人口の拡大及び地域のにぎわい創出に資するため、市民・団体等が自発的に実施するイベント等に対して、予算の範囲内において江田島市誘客促進イベント実施支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、江田島市補助金等交付規則(平成16年江田島市規則第50号)に規定するもののほか、この要綱で必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内でイベントを実施しようとする個人、団体又は企業(以下「対象者」という。)とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が対象者に含まれる場合は、補助対象としないものとする。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (2) 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」 という。)は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。 (1)市内で市内外からの誘客促進に資するために実施す る各種イベント

- (2)前号に規定するイベントであって、本市の自然環境を 活用するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業について、同一年度に市の他の制度の補助金等の交付を受ける場合は、補助対象としないものとする。

(補助対象経費等)

- 第4条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」 という。)は、補助対象事業に直接要する広報費及び事業費 のうち、市長が認める経費とし、補助率及び補助金限度額 は別表のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費とならない経費は、別に定める。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、 その端数を切り捨てた額とする。
- 4 補助金の交付回数は、同一事業に対し3回を限度とする。 (交付の申請)
- 第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める日までに、江田島市誘客促進イベント実施支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 経費に係る見積書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、交付の決定をしたときは、江田島市補助金等交付規則第7条により、その結果を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第7条 補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、その交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、補助金の交付の申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

- 第8条 補助事業者は、補助対象事業の完了した日から起算して2週間を経過した日又は当該会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、江田島市誘客促進イベント実施支援補助金実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 補助事業を実施したことが確認できる書類 (写真を含む。)
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付等)

- 第9条 市長は、前条の実績報告書を受理した場合は、その 内容を審査し、補助対象事業の成果が適当であると認めた ときは、速やかに補助金を交付するものとする。
- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、 市長に請求書を提出しなければならない。
- 3 市長は、補助金の交付の目的を達成するために、特に必要と認めるときは、補助金の概算払を行うことができる。 (決定の取消し)
- 第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当 するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消

すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 提出書類の記載に虚偽があったとき。
- (4) この要綱に定める規定又はこの要綱に基づく市長の 指示に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、不正の行為があると認められたとき。

(補助金の返還)

- 第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合に おいて、既に補助金が支払われているときは、期限を定め てその返還を命じるものとする。
- 2 前項の規定により補助金の返還を命じられた補助事業者は、当該期限までに補助金を返還しなければならない。

(証拠書類の保存)

第12条 補助事業者は、補助対象事業に関する書類等を補助対象事業完了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市 長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年9月26日から施行する。
 - (補助金の交付回数の算定)
- 2 第4条第4項の補助金の交付回数の算定は、令和7年度 の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

補助対象事	第3条第1項第1号	第3条第1項第2号
業		
補助率	補助対象経費に1/	補助対象経費に2/
	3 を乗じた額	3 を乗じた額
補助限度額	100,000円	200,000円

様 式 略